

令和5年度 ひまわり基金 助成事業 団体助成金 募集要領

1 助成の目的

当助成事業は、埼玉県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）に寄せられた県民の皆様からの寄付金を財源として設置する「ひまわり基金」により、県内の地域福祉を積極的に推進する団体等が行う創意工夫のある活動に対して助成を行い、地域における民間社会福祉活動の推進と振興を図ることを目的とします。

2 助成概要

○地域共生社会づくり活動助成

高齢者・障害者・子どもなど全ての人が、一人ひとりの暮らしと生きがいとともに創り、高め合う地域共生社会の実現を目指し、地域住民が主体的に福祉課題を解決する取組みを支援します。

(1) 助成対象事業については下の表をご確認ください。

助成対象事業	例
地域における住民主体の福祉活動 ・孤立防止の支援を目的とした活動 ・子ども・家庭支援を目的とした活動 ・生活困窮の支援を目的とした活動 ・罪を犯した方の社会復帰（更生保護）の支援を目的とした活動 ・その他の活動	・居場所づくり ・サロン活動 ・見守り・訪問活動 ・仲間づくり活動 ・外出支援活動 ・乳幼児の支援活動 など

(2) 助成額は、1団体上限10万円（助成金額は千円単位）です。

(3) 対象経費に他の補助金等が充当されている場合には、その補助金等の額を減じて助成します。

3 対象実施期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

4 対象団体

上記「2 助成概要」の要件を満たし、かつ以下の要件を満たすこと。

- ・埼玉県内に所在し、かつ活動地域が埼玉県内であること。
- ・団体としての活動実績が1年以上あること。ただし、1年以上の継続性が見込まれる活動については、その限りではない。
- ・特定の政治的または宗教的活動を行う団体でないこと。
- ・団体が、反社会的勢力（暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員）ではないこと。
- ・前年度に県社協が実施した基金助成を受けた団体でないこと。
- ・当年度に県社協が実施した他の基金助成事業に申請をしていないこと。
- ・過去に県社協助成金を受けた団体の場合、実績報告書等の事務がすべて完了していること。

5 対象経費

(1) 費目

事業実施のため、直接的に必要な次の経費

対象
○講師等謝金 ○旅費交通費 ○会場費 ○物品借上費 ○通信運搬費 ○印刷製本費 ○消耗品費 ○資機材購入費 ○資機材整備費 ○食料費（子ども・家庭支援、生活困窮者の支援を目的とした事業に限る） ○その他本会会長が認める費用

(2) 対象外の経費

下記の経費が含まれる場合は、その分を減額して助成となります。

	内容
①	食料費（子ども・家庭支援、生活困窮者の支援を目的とした事業にかかる経費を除く）
②	宿泊費
③	団体、グループ内の運営経費 （例 光熱水費、会報・記念誌等発行費、事務経費等）
④	団体やグループのメンバー、ボランティアに対する謝金といった、賃金や報酬とみなされるもの
⑤	団体、グループ内での研修会・親睦会を主とした事業経費

6 応募方法

(1) 提出書類

以下の書類を、申請事業の活動拠点がある「市町村社会福祉協議会」へ提出ください（さいたま市内に活動拠点がある団体は、さいたま市社協各区事務所）。

また、応募書類を入れる封筒には「ひまわり基金助成金申請」と朱字で明記してください。

ア	助成金申請書（様式第1号）
イ	助成事業計画書（別紙1）
ウ	団体概要資料【会則（法人は定款）、役員（会員）名簿、事業計画書、予算書、事業報告書、決算報告書、機関誌、パンフレット等】
エ	備品（単価1万円以上）等購入の場合、見積書または金額が分かる資料

※募集要領、申請書等は本会ホームページよりダウンロードできます。

◆埼玉県社会福祉協議会 ボランティア・市民活動センターのホームページ
https://www.fukushi-saitama.or.jp/site/volunteer/research_13.html

※書類に不足があると受理できません。また、提出書類の返却はできませんので、申請時は控えを手元に保管してください。

(2) 申請期間 令和5年7月3日（月）～7月31日（月）【必着】郵送または持参

7 助成選考等について

助成の可否は、埼玉県社会福祉協議会内における審査のうえ決定します。

結果は、郵送にてお知らせし、本会ホームページにて令和5年9月中旬（予定）に公表します。

8 助成決定後について

- (1) 選考の結果は、可否に関わらず郵送にて通知します。
- (2) 助成決定後、必要な事務が完了次第、順次指定の口座へ振り込みます。
- (3) 助成事業の完了後30日以内に本会指定の書式にて実績報告書を提出していただきます。
- (4) 実績報告書の作成にあたっては、助成金を充当する経費の根拠（領収書等）の添付が必要となります。
- (5) 実績報告書の内容に問題がなければ「助成金交付確定通知」を送付します。これをもって本助成金に係る事務の完了となります。
- (6) 次の事項に該当する場合は、助成金の全額又は一部を返還していただきます。
 - ・助成対象事業に関して虚偽の申請又は報告をした場合。
 - ・申請した事業以外に助成金を使用した場合。
 - ・事業が対象実施期間（令和5年4月1日～令和6年3月31日）内に実施されない場合。
 - ・実績報告書の提出がされない場合（事務が完了しない場合も同様）。

9 その他

今年度、県社協が実施する以下の基金へ申請している場合、本助成事業への申請はできません。**1団体1申請**となりますので、御注意ください。

基金	目的
こども食堂 ・未来応援基金 「子どもの居場所づくり」助成	貧困の連鎖解消に資する子どもの居場所づくり活動の立ち上げ支援（ <u>活動実績が1年未満の団体または子どもの居場所づくり活動で、新たに拠点を設けて行う新規事業が対象</u> ）
こども食堂 ・未来応援基金 「ヤングケアラー支援」助成	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行い、責任や負担の重さにより学業や友人関係などに影響が出ている「ヤングケアラー」を支援する活動の推進と振興
浦和競馬こども基金	様々な困難を抱える子ども達を支援する活動の推進と振興（ <u>活動実績が1年以上の団体が対象</u> ）
ふれあいの詩基金	障害者の社会参加活動を進めるボランティア活動の振興

10 問い合わせ先

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会 埼玉県ボランティア・市民活動センター
(地域福祉部 地域活動支援課) 助成事業担当

電話：048-822-1435 FAX：048-822-3078

E-mail：vc@fukushi-saitama.or.jp